

令和2年度狩猟期間中に銃による鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

根釧東部森林管理署長

銃による鳥獣の捕獲を目的として国有林野へ入林される場合は、「安全のための遵守事項」のほか、下記の根釧東部森林管理署における留意事項についても十分理解していただき、絶対に事故を起こさないようご注意ください。

記

- 1 標津町、中標津町、別海町にある格子状防風林は、林帯幅が約180mと狭いため、安全管理上、銃猟の立入規制をしていますので、ご理解願います。
- 2 市街地近郊や飛び地・平坦地などは、安全管理上、銃猟立入禁止としていますので、ご理解願います。
- 3 林道等に鹿柵のゲートがある場合は、畑などへの鹿の侵入防止の観点から、適切に開け閉めするようにお願いします。
- 4 「可猟区域」の設定は、その区域内であればどこでも安全な発砲ができることを意味してはなりません。「可猟区域」であっても、臨時に国有林野事業関係者等が入林することもありますし、一般の方が入林することもあります。また、道路等の公共物に隣接する「可猟区域」もあります。狩猟者の責任において、獲物を貫通した場合や外した場合のことを念頭に、必ずバックストップの確認、矢先の確認をお願いします。
- 5 「可猟区域」において、臨時に国有林野事業関係者等が入林する場合、林道入口に「発砲禁止」ののぼりを立てたり、「〇月〇日、〇〇〇〇のため入林中につき銃猟立入禁止」といった表示を行うことがあります。現地においてそのような表示があった場合は、その指示に従ってください。(狩猟期間中の国有林への入林者に対しては、別紙の注意喚起を出すことにしています。)